

福岡県公報

令和七年九月二十六日
第六百三十二号
増刊 ①

目次

告 示 (第五百七十七号)

○福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

人事委員会

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) ……………二

告 示

福岡県告示第五百七十七号

福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年九月二十六日

福岡県知事 服部 誠太郎
福岡県農業近代化資金利子補給規程の一部を改正する告示

福岡県農業近代化資金利子補給規程(昭和三十七年二月福岡県告示第六十八号)の

部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

一 福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金交付要綱(平成十八年六月一日付け十八生野第一号)別表(第二条関係)一(五)のア重点品目産地強化に係る採択基準一の(五)に規定する品目に係る農業近代化資金を借り入れる場合

を

一 福岡県園芸農業等総合対策事業費補助金交付要綱(平成十八年六月一日付け十八生野第一号)別表(第二条関係)一(二)のア重点品目産地強化に係る採択基準一の(五)に規定する品目に係る農業近代化資金を借り入れる場合

に、

農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの制定について(平成十七年四月一日付け十六経営第八千八百七十号農林水産省経営局長通知)第三の二の(三)に基づき通知される基準金利(以下「基準金利」という。)から法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件(平成十四年六月農林水産省告示第千八百八十二号)により定められた利率(以下「農林水産大臣が定める利率」という。)を二で除した率を控除した率

を

農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの制定について(平成十七年四月一日付け十六経営第八千八百七十号農林水産省経営局長通知)第三の一の(二)ウに基づき通知される基準金利(以下「基準金利」という。)から農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件(平成十四年六月農林水産省告示第千八百八十二号)により定められた利率(以下「農林水産大臣が定める利率」という。)を二で除した率を控除した率

に、

基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に農業経営基盤強化資金実施要綱(平成十六年六月二十九日付け六農経A第六百六十五号農林水産事務次官依命通知)第三の四に定める農業経営基盤強化資金の貸付利率で当該貸付に係る償還年数に該当する利率を二で除し小数点以下第四位を四捨五入した上で、小数点以下第三位を二捨三入又は七捨八入し〇・〇〇五%単位とした率を加えた率

を

目録地図に位置付けられた者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者の場合、基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成二十四年四月六日付け二十三経営第三千五百三十六号農林水産事務次官依命通知)第三の二で定める実質負担利率の軽減幅を控除した率を二で除し小数点以下第四位を四捨五入した上で、小数点以下第三位を二捨三入又は七捨八入し〇・〇〇五%単位とした率を加えた率

に改める。

上記以外の場合

基準金利から農林水産大臣が定める利率を控除した率に農林水産大臣が定める利率を二で除し小数点以下第四位を四捨五入した上で、小数点以下第三位を二捨三入又は七捨八入し〇・〇〇五%単位とした率を加えた率

第三条中「よつて」を「よつて」に改める。

第四条第一項中「利子補給承認書」を「利子補給承認申請書」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に、「利子補給承認書」を「利子補給承認通知書」に改める。

第六条中「あつた」を「あつた」に改める。

第七条第二項中「利子補給規程」を「この規程」に改める。

第八条中「行なつた」を「行つた」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業近代化資金利子補給規程の規定は、令和七年度以降に貸し付けられた農業近代化資金から適用し、令和六年度以前に貸し付けられた農業近代化資金については、なお従前の例による。

人事委員会

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和七年九月二十六日

福岡県人事委員会委員長 馬場 貞 仁

福岡県人事委員会規則第二十四号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する

規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則（昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第二十一号の（表）を次のように改める。

様式第21号（第26条 第28条第1号関係）

（表）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



福岡県職員の退職手当に関する条例 第12条第1項 第14条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円

様式第二十二号の（表）を次のように改める。

様式第22号（第27条第1号関係）

（表）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



福岡県職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）			
（採用年月日）	年	月	日
（退職年月日）	年	月	日
（勤続期間）		年	月

様式第二十三号の（表）を次のように改める。

様式第23号（第27条第2号関係）

（表）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



福岡県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）			
（採用年月日）	年	月	日
（退職年月日）	年	月	日
（勤続期間）		年	月

様式第二十四号の（表）を次のように改める。

様式第24号（第27条第3号関係）

（表）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



福岡県職員の退職手当に関する条例第13条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）			
（採用年月日）	年	月	日
（退職年月日）	年	月	日
（勤続期間）		年	月

様式第二十五号の（表）を次のように改める。

様式第25号（第27条第4号関係）

（表）

退職手当支払差止処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



福岡県職員の退職手当に関する条例第13条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができる。また、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、（2）に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に（3）を被告として（被告を代表する者は（4））提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

（退職をした者の氏名）			
（採用年月日）	年	月	日
（退職年月日）	年	月	日
（勤続期間）		年	月

様式第二十六号の（表）を次のように改める。

様式第26号（第28条第2号関係）

（表）

退職手当支給制限処分書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



福岡県職員の退職手当に関する条例 第14条第1項 第14条第2項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この処分があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（処分前の一般の退職手当等の額）

円

（処分後に支払われる一般の退職手当等の額）

円

様式第二十七号の（表）を次のように改める。

様式第27号（第29条第1号関係）

（表）

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



福岡県職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起することができる（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（福岡県職員の退職手当に関する条例第15条第1項の規定により控除される失業者退職手当額）

円

様式第二十八号の（表）を次のように改める。

様式第 2 8 号 (第 29 条第 2 号 第 30 条関係)

(表)

退職手当返納命令書

年 月 日

殿

(退職手当管理機関)



福岡県職員の退職手当に関する条例 第 15 条第 1 項
第 16 条第 1 項 の規定により、既に支払われた一
般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第 206 条の規定により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたことを知つた日から 6 か月以内に (2) を被告として(被告を代表する者は (3))提起することができる(なお、この命令があつたことを知つた日から 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して 3 か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内に提起することができる(なお、その裁決があつたことを知つた日から 6 か月以内であっても、その裁決の日から 1 年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(福岡県職員の退職手当に関する条例 第 15 条第 1 項 第 16 条第 1 項 の規定により控除される失業者 退職手当額)	円

様式第二十九号の（表）を次のように改める。

様式第29号（第31条関係）

（表）

福岡県職員の退職手当に関する条例第17条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、福岡県職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日から6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額（下記の退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

（退職をした者の氏名）
（退職手当の受給者の氏名）

様式第三十号の（表）を次のように改める。

様式第30号（第32条第1号関係）

（表）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



第17条第1項
福岡県職員の退職手当に関する条例 第17条第2項 の規定により、退職手当の受給者
第17条第3項
に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ず
る。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定
により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1） に対し
てすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたこ
とを知つた日から6か月以内に（2） を被告として（被告を代表する者は（3） ）提起
することができる（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であっても、
この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできな
い。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査
請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたこ
とを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知
つた日から6か月以内であっても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消し
の訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（福岡県職員の退職手当に関する条例 第17条第1項
第17条第2項 の規定により控除される失業者
第17条第3項
退職手当額）

円

様式第三十一号の（表）を次のように改める。

様式第31号（第32条第2号関係）

（表）

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

殿

（退職手当管理機関）



福岡県職員の退職手当に関する条例 第17条第4項
第17条第5項 の規定により、退職手当の受給者
に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ず
る。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法及び地方自治法第206条の規定
により、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に（1）に対し
てすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この命令があつたこ
とを知つた日から6か月以内に（2）を被告として（被告を代表する者は（3））提起
することができる（なお、この命令があつたことを知つた日から6か月以内であつても、
この処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできな
い。）。ただし、この命令があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に審査
請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたこ
とを知つた日から6か月以内に提起することができる（なお、その裁決があつたことを知
つた日から6か月以内であつても、その裁決の日から1年を経過するとこの処分の取消し
の訴えを提起することはできない。）。

記

金

円

（既に支払われた一般の退職手当等の額）

円

（福岡県職員の退職手当に関する条例 第17条第4項
第17条第5項 の規定により控除される失業者
退職手当額）

円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式によるものとみなす。